



株式会社 **エスライン** コ

「燃料サーチャージ制」について (2026 年 8 月 1 日改定)

弊社は、2008 年 8 月に国土交通省に燃料サーチャージ料金収受の届出を行い、継続し適用をしております。

私ども運送業界における主要経費である燃料費（軽油費）は原油価格の変動に左右されており、原油価格は世界の政治情勢や経済状況等の変化によって大きく変動しております。本年 2 月下旬以降、中東情勢の緊迫化を背景として原油価格は短期間で高騰し、その後も高止まりの状態が続いております。6 月中旬にアメリカとイランの間で戦争終結に向けた覚書が締結されたことなどを受け、原油価格は一時的に下落したものの、7 月に入り、覚書の履行を巡る対立やホルムズ海峡を巡る緊張の高まりを背景に再び上昇に転じております。中東情勢は依然として先行きが不透明な状況が続いており、原油の大半を輸入に依存している我が国におきましても、燃料価格は今後も予断を許さない状況が続くものと考えられます。

そうしたなか、弊社におきましては、以前より経営環境の変化に対応すべく、業務効率化や経費削減に取り組んでまいりました。しかしながら、社員の労働環境の改善、環境負荷低減に伴う車両価格の上昇、システムの更新等により、事業運営に係る諸経費は上昇を続けております。このような状況下において、燃料価格の変動リスクは安定した事業運営を継続する上で大きな懸念材料となっております。

つきましては誠に恐縮ではございますが、引き続き燃料サーチャージ制度の適用およびサーチャージ料金の収受につきましてのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

燃料サーチャージ制とは

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格から一定額以上に上昇した場合は、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用するものです。一方、燃料サーチャージの設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化し、基準とする燃料価格より低下した場合にはこれを廃止致します。

【現在の料金適用燃料価格】

※価格は全て資源エネルギー庁発表の石油製品価格調査(軽油現金価格)の中部運輸局管内の平均単価を使用

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html#headline1



適用期間：2026年8月1日～2026年10月31日ご出荷貨物分

方式：集荷＋配達＋幹線の合計サーチャージ（全日本路線連盟方式）

基準価格：基準時の店頭価格 77.7円/ℓ / 2008年8月届出時（6月）の店頭価格 152.0円/ℓ
⇒ 上昇額：74.3円/ℓ

適用価格： 対象月 軽油単価

2026年4月	156.0円/ℓ
2026年5月	157.0円/ℓ
2026年6月	157.2円/ℓ

3カ月 平均 156.7円/ℓ
⇒ 上昇額：79.0円/ℓ

適用運賃表：⑧ を使用（150.0円超～160.0円）

注）上昇額に応じた適用運賃表を使用し、適用しています。

改定条件：3ヶ月間の店頭平均価格を計算し、3ヶ月間の最終月の翌々月から改定します。

廃止条件：3ヶ月間の店頭平均価格が77.7円/ℓを下回った場合、3ヶ月間の最終月の翌々月から廃止します。

適用につきましての詳細は、最寄りの支店までご連絡下さい。

HPでの検索は → <https://sline.co.jp/group/search.php> より